

2020年5月26日

会員各位

アークランドサカモト株式会社

臨時休業期間中の会費および
特別休会制度の会費取り扱いについて

日頃より、当クラブをご愛顧賜り誠にありがとうございます。
この度、コロナウイルス感染症拡大の防止を目的に、臨時休業や特別休会制度を実施したことによる、会費の取り扱いを以下のようにまとめております。休会制度などは申込をした月度によって内容が変わりますので、別表もあわせてご確認ください。
また、会費の取り扱いについて、本案内が遅くなりましたことをご詫び申し上げます。

- ・臨時休業期間中の会費取り扱い
4月休業期間（4/22~4/30）の会費は5月営業期間（5/21~5/31）に充当させていただきます。そのため、5月度の会費のお支払いはございません。
- ・4月度特別休会制度に申し込まれた方
4月度の振替では通常の会費を頂戴しておりましたので、休会費用については6月度の会費に充当させていただきます。
- ・5月度特別休会制度に申し込まれた方
5月度の振替は行わず、臨時休業期間を日割り計算して、6月度に振替させていただきます。
- ・5月度会費及び5月度特別休会制度のキャンセルを申し込まれた方
5月度の振替は行わず、臨時休業期間を日割り計算して、6月度に振替させていただきます。

なお、既に退会手続きをされたお客様の中には、返金が必要な方がおられますので、金額や入金日については、あらためてご案内させていただきます。

以上

別表

■5月度のご請求について

5月度月会費は6月以降にて調整させていただきますので、5月度口座振替はございません。

■6月度のご請求について ※金額はナショナル会員(8,250円)の場合です

①休会制度を利用していない方

6月度ご請求額8,250円

→4月度休業分(9日間)は5月度営業分(11日間)と相殺させていただきます。そのため、4月度は通常
会費、5月度は無料、6月度から通常会費のご請求となります。

②4月度を休会された方

6月度ご請求額5,127円

→6月度月会費8,250円 - 4月度月会費8,250円 + 4月度休会費2,200円 + 5月度月会費2,927円(11日分)

③4・5月度を休会された方

6月度ご請求額2,980円

→6月度月会費8,250円 - 4月度月会費8,250円 + 4月度休会費2,200円 + 5月度休会費780円(11日分)

④5月度を休会された方（4月度は休会していない）

6月度ご請求額6,555円

→6月度月会費8,250円 - 4月度月会費2,475円(9日分) + 5月度休会費780円(11日分)

⑤5・6月度を休会された方（4月度は休会していない）

6月度ご請求額505円

→6月度休会費2,200円 - 4月度月会費2,475円(9日分) + 5月度休会費780円(11日分)

※会員種別やオプション契約によっては、6月度だけでは調整しきれないため、その場合は、
6月度ご請求額を0円とし、差額を7月度月会費にて調整させていただきます。

⑥4・5・6月度を休会された方

6月度ご請求額0円、7月度ご請求額5,180円

→6月度休会費2,200円 - 4月度月会費8,250円 + 4月度休会費2,200円 + 5月度休会費日割金額780円
7月度月会費8,250円 - 上記未相殺分3,070円

※6月度だけでは調整しきれないため、7月度月会費にて調整させていただきます。

■ご請求額の調整に関するお手続き

お客様によるお手続きは必要ございません。当クラブにてご対応させていただきます。

以上